

しない、させない、許さない
そして

北海道
・
北海道警察

見逃さない！ 飲酒運転は 110番

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」第10条では、『道民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合は、警察官に通報するよう努めなければならない』と、通報の努力義務を規定しています。

こんな車を発見した時は110番通報!!

- ふらついて走行している
- 速度が異常に遅い(速い)
- 信号が青になってもなかなか発進しない
- 急発進、急加速を繰り返す
- 信号停止時、停止線のかなり手前で停止する



こんな時は「必ず」110番を!



- 駐車している車の運転席で飲酒している
- お酒に酔った様子の人や酒臭のする人が運転席に乗ろうとしている

110番通報の方法



- ① 「110」に電話してください。
- ② 警察官が必要な事をお聞するので落ち着いてお答えください。「いつ」、「どこで」、「車・運転手の特徴」、「車の進行方向」をお聞きします。

- ※ パトカー等が現場に向かいますが、通報後の状況について確認のため、折り返し電話をすることがあります。
- ※ 匿名での通報も可能ですが、通報された方の氏名等を相手に伝えることは一切ありません。
- ※ 運転中に発見したときは、安全な場所に車を止めてから通報をお願いします。

緊急性の無い「飲酒運転の情報」は、
北海道警察『飲酒運転ゼロボックス』へ!

例) いつも飲酒運転をしている人がいる、ドライバーに酒類を提供する飲食店を知っている等

北海道警察ホームページ内
飲酒運転ゼロボックス



あなたの勇気ある通報が飲酒運転による悲惨な事故を未然に防ぎます